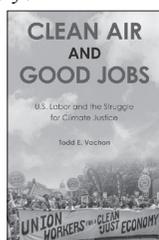


## 書評と紹介

Todd E. Vachon

### *Clean Air and Good Jobs*

*: U.S. Labor and the Struggle for  
Climate Justice*



評者：鈴木 玲

本書は、アメリカの労働運動が気候変動問題や「公正な移行」(just transition: 脱炭素政策に伴う雇用問題)にどのように対応しているのかについて、労働組合が組織としてとる政策だけでなく、気候変動問題に取り組む組合活動家の組合組織を超えた運動の叙述を通じて検討する。本書によると、労働組合の温室効果ガス削減などの気候変動対策は、組合が組織する産業の化石燃料への依存の程度と組合の政策志向(組合員あるいは労働者の利益をどの程度広く[あるいは狭く]捉えるか)に影響を受ける。また、気候変動問題に取り組む組合活動家たちは、それぞれが属する組合が気候変動に積極的になるように組合員に対する啓蒙や教育、組合指導部への働きかけなどの活動をする。さらに、これらの活動家たちは、公正な脱炭素社会への移行を追求する。すなわち、気候変動政策で影響を受ける化石燃料関連産業の労働者の雇用の公正な移行を主張するだけでなく、気候変動や環境汚染により最も被害を受けるコミュニティ(社会的、経済的に立場が弱い人びとのコ

ミュニティ)の環境正義の実現も求める。

本書は、アメリカの採掘産業や建設産業を中心とした労働組合および全国組織(AFL-CIO)が「化石燃料体制」(fossil fuel regime)を支える柱の一つであり、労働運動全体の気候変動への積極的な取り組みを目指して運動をする組合活動家たちが大きな挑戦に直面していることを指摘する。しかし、サービス、運輸、医療などの産業では、労働者が異常気象などの気候変動の直接の影響を受けるため、これらの産業では労働組合の問題意識が高まりつつあるとされる。そのため、Vachon(以下、著者)は労働組合の化石燃料体制の支持にひびが入り始めていると論じる。以下では、各章の概要を示す。

第1章は初めに、ニューヨーク市を中心に大きな被害を及ぼした2012年10月の大型ハリケーン・サンディの事例を挙げ、気候変動による異常気象が労働者やその家族の仕事や生活、健康に及ぼした影響や被害について述べる。しかし、気候変動の原因とされる化石燃料は、依然としてアメリカの企業活動が生み出す利益の源泉であり、100万人を超える労働者が化石燃料関連産業(石炭、石油、天然ガスの採掘、輸送、およびそれらの燃料による発電)で雇用されている。著者によると、5つの柱(pillars of support)がこのような化石燃料体制を支えている。第1と第2の支柱は、化石燃料を採掘する産業と化石燃料を利用する産業(エネルギー産業、製造業など)である。第3の支柱は、消費者(とくに安価なガソリンに依存している自家用車を所有する消費者)である。第4の支柱は、化石燃料の関連企業からの莫大な政治献金に依存する政治家である。そして、本書の中心課題となる第5の支柱は、労働者と労働組合で

ある。化石燃料に関連する企業の労働者や労働組合は、賃金や労働条件をめぐる経営者との交渉では対立してきたものの、大気汚染や温室効果ガス排出に対する政府の規制については経営者と同じく反対の立場をとる。これは、労働者や労働組合が「仕事と環境の対立」(“jobs vs. environment”：条件が良い雇用と環境保全是両立しないという考え)という「マスターフレーム」を受容しているためだとされる。それに対して著者は、「きれいな空気と良い仕事」(“clean air and good jobs”：条件が良い雇用と環境保全是両立する)という対抗フレームを掲げる。

対抗フレームを促進し、第5の支柱を弱体化させる運動として、本書は「労働・気候運動」(Labor-Climatc Movement, 以下ではLCMと略す)と呼ばれる気候変動に問題意識をもつ組合リーダーや活動家が組合組織を超えて形成する社会運動に焦点を当てる。本書が取り上げるLCM組織は、州レベル(SPEC)、全国レベル(USE)、国際レベル(LUPE)である(組織名は仮名)。これらのLCM組織は、特定の労働組合から独立して活動し、労働組合の政策を内側から変革する草の根の運動を支援し、さらに気候変動対策における環境正義を求める運動(climate justice movement)とも連携する。

第2章は、労働運動と(気候変動を含む)環境問題の関係を対立的あるいは協力的にする諸要因および、労働組合の環境問題への取り組みに影響する組合の政策志向(ビジネス・ユニオンズムと社会運動ユニオンズム)を検討する。著者は、新自由主義あるいは市場原理主義的イデオロギーの支配的な影響力が労働運動と環境問題の関係を対立的にする根本的な要因であると論じる。新自由主義的要因により、社会的セーフティネットが弱まり、労働者の仕事を失うことへの不安が強まる(そのため「仕事と環境の対立」が受容される)。また、労働組合の

経済発展至上主義が促進され、さらに少数のエリート層による政治的支配が強まり、経済発展の環境的負荷の非エリート層への押し付けや、非エリート層が得ることができる環境問題に関する情報の抑制など非民主的な傾向が強まるとされる。

他方、労働運動が環境問題に積極的に対応する6つの契機あるいは歴史的事例も挙げられている。そのうち重要と思われるのは、職場の労働安全衛生問題(労働者の健康)と工場外の環境汚染問題(住民の健康)との結びつきの認識とそれに基づいた運動、全米自動車労組(UAW)などの組合が1970年代に公民権運動や環境運動と連携して取り組んだ「環境正義運動」(アフリカ系アメリカ人などマイノリティが多く居住するコミュニティの環境や雇用での不利な状況を是正する運動。ただし80年代半ば以降連携関係は弱まった)、1999年のシアトルでの第3回WTO閣僚会議に対する大規模な抗議行動に代表される自由貿易協定への反対運動での労働運動と環境運動の連携などである。また同章は、労働組合の政策志向の理念型としてビジネス・ユニオンズムと社会運動ユニオンズムを挙げる。前者を志向する組合は、既存の経済体制のなかで組合員の狭い利益を守り、化石燃料体制の支持基盤を構成する。後者を志向する組合は、労働者の利益を広く捉え、気候変動や環境正義を含む社会問題に取り組む。本書の分析対象であるLCMの活動家は、対抗フレーム(きれいな空気と良い仕事)を組合員の間で広めることで、組合の政策志向をビジネス・ユニオンズムから社会運動ユニオンズムに移行させることを目指す。

第3章は、労働組合の気候変動問題に対する政策を産業別に分析し、8つの産業の組合と全国組織の立場を「仕事と環境の対立」と「きれいな空気と良い仕事」を両極としたスペクトル

(the Labor-Climate Spectrum) に配置する。石炭や石油など化石燃料の採掘産業の組合（例えば、全米炭鉱労組 [UMWA]）は、組合員の雇用を脅かす可能性がある気候変動対策に批判的であり、スペクトルの前者の極に一番近い立場をとる。採掘産業の組合の次にくるのは、建設産業の労働組合である。建設労働者の組合は、組合員の仕事を確保することを至上目的とする典型的なビジネス・ユニオンであり、雇用創出を伴うものの環境への影響が懸念されているキーストーン XL パイプラインなど大規模な原油パイプライン建設プロジェクトを支持している。製造業の労働組合は、気候変動対策で多様な立場にあるため、スペクトルの2つの極の中間に位置付けられる。鉄鋼、自動車、化学産業など化石燃料に依存する部門の労働組合は、気候変動対策に伴う化石燃料の供給の抑制が雇用の減少に結びつくことを懸念する。他方、風力発電のタービンや太陽光パネル、バッテリーなど気候変動対策に貢献する製品を製造する企業の組合は、グリーンジョブへの投資を歓迎する。

スペクトルで「きれいな空気と良い仕事」の極に近く、気候変動対策に積極的な組合として、医療、運輸、サービス、教育、公務の産業あるいは部門の労働組合が挙げられている。著者は、後者の極に近い産業の組合が社会運動ユニオニズムの特徴を示す傾向にあると論じるが、具体的な事例は示されていない。また、全国組織 (AFL-CIO) は、雇用を化石燃料に依存する採掘産業や建設産業の少数の加盟組合の強い発言力の影響を受け、気候変動対策については消極的である（例えば、京都議定書を支持していない）。他の多くの加盟組合は、対策の必要性を認めるものの、全国組織内の論争を避けるために気候変動問題について声を上げることを避けている。

第4章は、LCM がどのように気候変動問題を捉え、どのような「ターゲット」を対象に運動を進めるのかについて、フレーミングの概念を用いて検討する。LCM の問題把握の概要は次のとおりである（本書100頁を参照）：①気候変動の影響により最も大きな被害を受けるのは、労働者や社会的に不利な立場にいる人びと（貧困層やマイノリティなど）のコミュニティである、②現在検討されている気候変動を緩和する対策は、社会的に不利な立場にいる人びとのコミュニティに恩恵を与えず（例えば、グリーンジョブの雇用機会が限られている）、化石燃料に関係する産業で働く労働者の雇用と生活を脅かす、③主流の環境運動は気候変動対策を追求するうえで労働者の利益を考慮しないため、「仕事と環境の対立」のマスターフレームを強めている、④労働運動のかなりの部分が広義の労働者の利益を考慮した気候変動の取り組みに消極的であり、その結果、化石燃料体制の支柱の役割を担うことになる。LCM は問題解決のために、政府の気候変動の危機への不十分な対応、環境運動の中流階級の文化、労働運動のビジネス・ユニオニズム的文化を、運動が働きかけ変革する対象（ターゲット）とする。さらにLCM は、政府への働きかけを通じて温室効果ガス排出規制を強化し、市場原理主義的な資本家の行動を変化させることを目指す。

第5章は、前章でLCM が提起した問題点（気候変動対策が労働者の雇用を脅かすこと）に対する解決策としてLCM や労働組合で議論されている「公正な移行」(just transition) について検討する。公正な移行の概念に通底するのは、気候変動対策には化石燃料関係産業の縮小による温室効果ガスの削減が必須であるという主張である。この立場は、一部の労働組合や環境運動団体が支持する「グリーンな成長」(green growth：化石燃料を使用した発電所の

現状維持を前提に、再生可能エネルギーやエネルギーの効率的な使用により温室効果ガス削減を促進する立場)とは一線を画す。著者は、LCM活動家が用いる公正な移行の概念を3つの「予後的フレーム」(prognostic framing)に分けて説明する。保護的な公正な移行(protective just transition)は、気候変動対策の影響を受けやすい産業の労働者の雇用を保護し、失業が避けられない場合は、同等な条件の仕事への移行と、移行期間の労働者や家族に対するセーフティネットを提供する。計画的な公正な移行(proactive just transition)は、政府が大規模な公共投資など将来を見通した気候変動対策を計画し、計画の策定と実施の審議の場に労働者の代表が参加することを想定する。変革的な公正な移行(transformative just transition)は、環境を劣化させ、労働者を搾取し、社会的不正義を引き起こす資本主義体制の変革を求める包括的なアプローチであるが、エネルギー産業の公的所有と民主的管理の要求以外では変革後の社会のビジョンが明確に示されていない。なお、採掘産業や製造業の労働者や組合リーダーのなかには、公正な移行が首切りや質の悪い仕事への移行を意味するものとして拒否反応を示す者もいる。そのため、少数のLCM活動家は、労働運動のなかで広く理解を得るためには、「公正な移行」を別の用語に言い換えることが必要だとする。

LCM活動家が主張する予後的フレームの違いをみると、気候変動対策により雇用が脅かされる事例が身近にある州レベルのLCM組織の活動家は、保護的な公正な移行を主張する傾向にある。他方、長期的な計画や大規模な変革が構想できる全国および国際レベルのLCM組織の活動家は、計画的あるいは変革的な公正な移行を主張する。また、LCM活動家の出身組合も主張するフレームに影響する。第3章が検討

した「仕事と環境の対立」と「きれいな空気と良い仕事」を両極としたスペクトルで配置された産業別組合の立場に沿って、前者の極に近い組合出身の活動家は保護的な公正な移行のフレームを、後者の極に近い組合出身の活動家は計画的あるいは変革的な公正な移行のフレームを主張する傾向にある。

第6章は、LCMの州、全国、国際レベルの組織の活動内容を概観したうえで、それぞれの組織の代表的な活動事例(signature campaign)に焦点を当てて説明する。州レベル組織のSPECは、州政府に働きかけて気候変動対策委員会を設置させる活動、気候変動対策に関する決議を州のAFL-CIOの大会で採択させる活動などを行っている。代表的な活動事例として、SPECが中心となって組織した海上風力発電所の建設を州政府に求めるキャンペーンを挙げ、このキャンペーンが成功した諸要因について分析する。全国レベル組織のUSEは、環境運動団体を対象としたワークショップの開催、LCMに関与する組合リーダーや活動家が参加して情報交換やネットワークづくりをする「労働・気候会議」(labor-climate conference)の全国および地域レベルでの開催、気候変動対策を盛り込んだ組合大会での決議案を作成する活動(決議は主に第3章のスペクトルで「きれいな空気と良い仕事」側にいる組合大会で採択された)などを行っている。活動の代表的事例として挙げられたのは、2017年のAFL-CIO全国大会が採択した“Climate Change, Energy and Union Jobs”決議である。USEの活動家が計画的な公正な移行に基づいた原案を提出したものの、最終的に採択された決議は、建設産業と採掘産業の組合との妥協の結果、化石燃料関連産業の労働者の雇用維持や(二酸化炭素を回収して貯蔵する)CCS技術による「クリーンな石炭」の推進などが盛り込まれ、現状維持に

近い内容となった。このような後退があったものの、大会決議は気候変動の脅威と温室効果ガス削減の必要性を認めたことで、AFL-CIOのこれまでの気候変動への立場を大きく転換したのものとなった。国際レベルの組織のLUPEの活動としては、気候変動枠組条約締約国会議(COP)の開催に合わせて組織される労働組合のパネルや戦略セッション、フラッキングによるシェールガス・オイルの採掘に反対する国際キャンペーン、主にアメリカの組合幹部やスタッフを対象とした労働と気候変動に関するワークショップの開催などが挙げられている。

第7章は、2018年から22年までの政治的機会構造の変化(グリーン・ニューディール法案の米議会の提出、COVID-19パンデミック、ブラック・ライブズ・マター〔BLM〕運動の広がり、バイデン政権の始動と新たな経済政策など)とLCMや労働組合の対応について概観する。本章の叙述は時事的な解説が中心で、LCMの体系的な分析ではない。第8章(結論)は、本書のこれまでの議論をまとめるとともに、LCMが労働運動と環境正義運動との橋渡し役となることの意義を述べ、労働運動が気候変動や公正な移行に対してとる政策の将来について、現状維持、弱い改革、大きな変革の3つのシナリオを提示する。

2010年代以降、欧米諸国を中心とする労働運動の気候変動問題や公正な移行への対策を検討する学術論文や編著本が多く刊行されている。例えば、労使関係や労働問題の分野の学術誌は、「気候変動と労使関係」(*Journal of Industrial Relations*, 2022 Vol.64 [4])、「労働組合、気候変動、公正な移行」(*European Journal of Industrial Relations*, 2020 Vol.26 [4])などの特集を組んでいる。アメリカ労働運動の気候変動対策や組合活動家の化石燃料体

制に挑戦する運動を検討した本書は、このような研究動向への新しい学術的貢献である。本書がユニークな点は、労働組合だけでなく労働運動内の社会運動(LCM)も分析対象としていることである。また、先行研究が主に化石燃料関連産業の労働組合を対象にし、これらの組合が雇用を守ることを最優先にして気候変動対策に消極的な傾向にあると指摘するのに対し、本書は消極的な組合の存在を認めつつ、気候変動対策に積極的な医療、運輸、サービス、教育、公務などの産業や部門の労働組合にも関心を向ける。

本書について評者が最も印象を受けたのは、気候変動や環境正義について問題意識をもった組合リーダーや活動家が、組合組織を超えて労働運動の内部からの変革を目指した社会運動を組織していることである。建築産業や製造業など気候変動対策に消極的な組合に所属する活動家も、LCMに参加している。日本の労働運動も、貧困、不安定雇用、ジェンダー差別などの社会問題(現在のところ気候変動問題は含まれていない)に関心をもつ活動家が組織を超えた緩やかなネットワークを形成する事例があるが、ナショナルセンター間の対立などの影響から、運動に参加する活動家の所属組合は限られている。多くの「主流」の労働組合(産別組織や企業別組合)は、活動の一部として「社会課題」を取り上げる場合があるが、活動は組織内で完結する傾向にある。また、LCMのように他の労働組合の活動家との情報交換や共同行動を通じて労働組合を内部から改革する運動を公然と組織することは、日本の労働運動の現状では考えられない。その意味で、本書のLCMの諸活動の叙述は、アメリカ労働組合の運動の側面での活力を示すものとして印象的であった。

本書の著者は、新自由主義あるいは市場原理主義が気候変動問題を引き起こす化石燃料体制

をイデオロギー的に支えていると論じる。評者は、新自由主義が温室効果ガス排出の上昇を加速させたものの、気候変動の根本的原因を産業主義 (industrialism) に求めることができる。なぜなら、気候変動につながる化石燃料に基づいた重化学工業化は、新自由主義が支配的なイデオロギーとなる 1980 年代よりかなり前の時期、1900 年代あるいはそれ以前から始まったからである。重化学工業化により当初は労働者の搾取が強まり労使紛争が頻発したが、アメリカでは 1930 年代以降のニューディール政策により労働組合が連邦法で認められ、重化学工業部門での労使関係は 50 年代末までに制度化された (すなわち「ビジネス・ユニオンイズム」が労働運動で覇権をにぎった)。その結果、60 年代～70 年代半ばごろまでは労働者の賃金・生活水準は向上し (しかし格差がなくなったわけではない)、大量生産により労働者が安価で購入できる商品やサービスの範囲も広がった。そのため、労働者は生産者としてだけでなく、消費者として産業主義の恩恵を受けたといえる。70 年代末以降、自由主義経済の影響により労使関係の権力関係が経営者に有利になり、労働組合の組織力が弱体化した。しかし、労働運動や労働者は重化学工業を支えた化石燃料体制を支持し続けた。その理由は、化石燃料関連産業で影響力があるビジネス・ユニオンが環境よりも組合員の雇用維持を優先しただけでなく、消費者としての労働者が安価な商品やサービスの提供を期待し続けたことも要因だといえないだろうか。

本書は、LCM の活動家が組合幹部や職場の組合員に働きかけることにより、労働運動の気候変動に対するフレームが「仕事と環境の対立」から「きれいな空気と良い仕事」に転換することを期待する。しかし第 1 章が指摘するように、化石燃料体制の支持の支柱の一つは消費

者である。本書は、安価なガソリンに依存している自家用車を所有する消費者に言及しているが、消費者が生活必需品として頼る化石燃料を原料とする化学製品の幅は広い (例えば、プラスチックやゴム製品や合成繊維など)。LCM の活動家が働きかける対象が、単に生産者としての労働者 (組合員) だけではなく、消費者としての労働者 (組合員) であるとすれば、活動家が目指す気候変動のフレーム転換のハードルは著者が想定するよりも高くなるのではないだろうか。

なお、本書についての上記の批評は、Anders Hayden の著書から示唆を受けた。Hayden は、カナダとイギリスの気候変動対策の比較研究で、3 つの競合するパラダイム、「これまでの通り経済発展を優先して何も対策をたてない」(business-as-usual)、「エコロジー的近代化論」(ecological modernization)、経済成長や消費の限界を指摘する「充足論」(sufficiency) を提示した。このうち、経済発展と温室効果ガス削減の両立を「グリーンな成長」の促進や技術革新によるエネルギーの効率的利用により実現することを目指すエコロジー的近代化論は、気候変動対策をめぐる政策論争で主要な位置を占める。しかし Hayden はエコロジー的近代化論に基づいた気候変動対策では地球温暖化の壊滅的被害を防ぐ規模の温室効果ガス削減を達成できないと指摘し、先進工業国の国民がこれまでの消費行動や生活スタイルの見直しに真剣に向き合う必要があると論じる (Hayden 2014)。

Hayden の著書は本書 (Vachon) に次のような問いを投げかける。「きれいな空気と良い仕事」のフレームや公正な移行 (とくに「計画的な公正な移行」) を目指す LCM の活動が、エコロジー的近代化論のように温室効果ガス削減と経済成長の両立を目指すものであるのか。もしそうであれば、(少なくとも Hayden の視点

からみると) 気候変動対策としては不十分なものになる。また「きれいな空気と良い仕事」フレームの「良い仕事」とは相対的な高水準の賃金や労働条件を前提としているが、「良い仕事」の恩恵を受ける労働者の消費行動は以前と変わらないのだろうか。消費行動の見直しがなければ、消費者としての労働者は産業主義に組み込まれ続け、LCMが目指す化石燃料体制の弱体化に結びつかないのではないか。

(Todd E. Vachon, *Clean Air and Good Jobs : U.S. Labor and the Struggle for Climate Justice*, Temple University Press, 2023, xxi + 270 pages)

(すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授)

**【参考文献】**

Hayden, Anders (2014) *When green growth is not enough : Climate change, ecological modernization, and sufficiency*, McGill-Queen's Press-MQUP.